

保証人がいないことで
物件探しにお困りの方へ



保証料の一部を 助成します

最大 **3** 万円

補助率
3/4

区が協定を締結している一般社団法人全国保証機構に加盟している保証会社に支払った保証料の一部を助成します。ご希望の世帯は、対象要件をご確認の上、ご連絡ください。

対象要件

対象となるのは以下の要件を満たす場合になります。
詳しくは区HPをご覧ください。お問合せください。



区HPはこちらのQRコードから ▶

- 1 高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、低所得世帯等であること。
- 2 練馬区内に引き続き2年以上※居住していること。 ※例外あり
- 3 練馬区内に所在する民間賃貸住宅に居住すること。
- 4 原則として、区が提供する福祉サービスを利用すること。
- 5 緊急連絡先（親族、友人および知人等）があること。
- 6 保証人がいないこと。
- 7 世帯の世帯員の所得が所得基準額を超えないこと。
- 8 生活保護法による保護受給世帯でないこと。

全国保証機構加盟保証会社

- アーク(株)
- あんしん保証(株)
- (株)いえらぶパートナーズ
- (株)インシュアランス
- エルズサポート(株)
- (株) Casa
- (株) コマーシャルプロパティ
- 新日本信用保証(株)
- 信和コミュニティ(株)
- 信和保証(株)
- (株)Sumapla
- (株)ダ・カーポ
- (株)D2
- 一般財団法人東京公社住宅サービス
- ナップ賃貸保証(株)
- ニッポンインシュア(株)
- 日本セーフティー(株)
- 日本賃貸住宅保証機構(株)
- フォーシーズ(株)
- みらい保証(株)
- (株)USEN TRUST
- レスト・ソリューション(株)

助成をご希望の方

右記の問合せ先へ
ご連絡ください。▶▶▶

世帯類型	問合せ先
・ 高齢者世帯	お住まいの地域の総合福祉事務所高齢者支援係
・ 障害者世帯（身体）	お住まいの地域の総合福祉事務所障害者支援係
・ 障害者世帯（知的）	お住まいの地域の総合福祉事務所知的障害者担当係
・ 障害者世帯（精神） ・ ひとり親世帯 ・ 低所得世帯等	お住まいの地域の総合福祉事務所相談係

相談～賃貸借契約・保証料支払～補助金受取の流れ

① 助成要件の確認



- 表面の「対象要件」に該当し、保証料の助成を希望する方は、**表面に記載の担当係**へご連絡またはご来庁ください。
- 受付時に、下記の内容などを聞き取ります。
・表面の「対象世帯」の①～⑧に当てはまるかなど

② 保証委託申込書のご提出



- 要件に合致することが確認できた場合、「保証委託申込書」または「練馬区高齢者世帯等居住支援相談シート」を記入後、区から全国保証機構へメールで送信します。

③ 物件探し・契約



- 全国保証機構から連絡が来ますので、**物件探し、賃貸借契約、保証委託契約**を進めてください。

④ 申請書等の提出



- 賃貸借契約締結、保証料の支払い後に**表面に記載の担当係**へご連絡またはご来庁ください。
- 賃貸借契約書の写し、保証料の支払いを証明する書面等を添付して「練馬区高齢者世帯等居住支援制度保証料補助金申請書」を提出します。

⑤ 交付決定通知書の送付・請求書等の提出



- ④でご提出いただいた申請書面を確認後、練馬区（生活福祉課）から、**交付決定通知書や請求書などの支払いに必要な書類**をご自宅に送付します。
 - 請求書等の書面を記入後、練馬区（生活福祉課）宛てにご返送ください。
- ※補助金交付決定通知の内容等についてご不明点がある場合は、下記までお問合せください。
- 生活福祉課管理係：03-5984-1532

⑥ 助成金の振込み



- ⑤でご提出いただいた請求関係書類を確認後、指定の口座へ振り込みます。

助成に関するQ&A

Q 物件探しのサポートは受けられますか？

サポートが可能です。
ご希望の条件に応じて、一般社団法人全国保証機構が物件探しもサポートします。

A

Q 以前申請した保証契約の更新時期になりました。更新分も対象になりますか？

更新分も対象になります。
お住まいの地域を管轄する福祉事務所で更新分の申請を行ってください。

A